

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

巨理町長 山田周伸

市町村名 (市町村コード)	巨理町 (04361)	
地域名 (地域内農業集落名)	荒浜地区 (本郷北、本郷南、四丁目、箱根田西、箱根田中、箱根田東、港町、一丁目、あぶくま)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月21日、令和6年7月29日 (第1回)	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区内の担い手は13名いるが、複合経営者が多く、1経営体あたりの経営面積が拡大し負担が大きくなっている。
- ・耕作者の高齢化、減少や担い手不足、後継者、新規就農者の確保が懸念されている。
- ・担い手の不足により、将来、耕作放棄地の増加や農村(農地、水路等)の維持管理が心配される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつも複合経営での営農者が多い為、労働力や高齢化の観点から単一経営に縮小する可能性がある。
- ・農地集約はある程度確立されており、地区北側(本郷)及び東側(箱根田)に一団の農地が広がっていることから、水稻及び転作での水田フル活用が期待できる。
- ・地区北側(本郷)には施設園芸の「いちご」や畜産農家があり、一定の産地を形成しているが新規での参入が難しく、現状を維持していく。
- ・後継者がいる農家もあるが全体的な平均年齢は高めの為、新たな農業者の掘り起しや新規就農者の積極的勧誘、第三者継承等、他地区、地域からの協力が必要になる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	219.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	219.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
個人間での農地移動を推進し、作業効率を上げ、労働力の負担軽減を図る。現状、地区内の担い手に負担が多いことから新たな地区内担い手の確保と他地区からの担い手の協力を得ながら集積に向けて取り組む。特に地区北部(本郷)、東部(箱根田)ともに逢隈地区からの協力体制を構築する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を積極的に活用し、農地集積を推進する。その際、所有者、耕作者の意向を把握し、長期的かつ安定的に使用できる農地となるよう農地利用最適化推進委員等にも介入してもらいながらスムーズな集積、集約活動を実現する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ地区内に整備できる農地があるか詳細に検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及び関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
経営の安定化や経費削減の為、状況に応じて、機械を取得するのではなく、リースや各機関で管理している機械の貸出業務を活用し、コスト削減に務める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策(侵入防止柵の設置推進)や、緩衝帯の設置等、地域ぐるみで鳥獣被害対策を行う。
- ②新たな取組みによって個人の負担が軽減できるものに関しては、積極的に活用する。
- ③スマート農業(機械)、公的支援を積極的に活用し、1人あたりの労働力の負担軽減につなげる。
- ⑦田・畑ともに比較的農地の集約はなされている為、農地の維持管理に務める。
- ⑧地区内には、まとまった施設があるため、個人毎の対応ではなく、複数や集落といった共同利用も視野に入れて活用を促す。
- ⑨町内の畜産経営者等と連携しながら田畑への肥料化、家畜への飼料化等の連携を積極的に推進していく。
- ⑩農業PRを行い、交流人口の増加に務める。また、区域外農地について、農地以外の活用も検討する。